

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十一月十八日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合条例第四号

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十八条」に改める。

第十九条第一項中「六箇月」の下に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年）」を加える。

第二十六条を削り、第二十七条を第二十六条とし、第二十八条を第二十七条とする。

第二十九条中「四」を「三」に改め、同条を第二十八条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年十二月二日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第十九条の規定は、令和六年度分の保険料のうち令和六年十二月以後の期間に係るもの及び令和七年度以後の保険料について適用し、令和六年度分のうち令和六年十一月以前の期間に係るもの及び令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の

一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。